

行政事業レビューシート (厚生労働省)						
予算事業名	失業中の退職政府職員等に対する退職手当に必要な経費	事業開始年度	昭和28年	作成責任者		
担当部局庁	職業安定局	担当課室	雇用保険課	雇用保険課長		
会計区分	一般会計	上位政策	-			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	国家公務員退職手当法第10条	関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国家公務員等が退職した後に失業している場合において雇用保険法の規定による失業等給付相当の保障を行うもの。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国家公務員退職手当法第10条に基づき、国家公務員等が退職した場合に支給される退職手当の額が、雇用保険法の規定による給付水準に達しないときに、その差額に相当する額を特別の退職手当として、雇用保険法の規定による失業等給付の支給条件に従い、公共職業安定所を通じて支給するもの。					
実施状況	基本手当等初回受給者数 H19年度 2,196人 H20年度 1,322人 H21年度 1,520人					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	942	925	852	558	641
	執行額	823	491	523		
	執行率	87.4%	53.1%	61.4%		
	総事業費(執行ベース)	823	491	523		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	政府職員等失業者退職手当の受給資格者が所属していた省庁等が計算した支給額を公共職業安定所が確認した上で本人に支給しており、その支給状況については四半期毎の報告により把握している。				
	見直しの余地	当該手当は、国家公務員退職手当法第10条に基づき支給しているものであり、該当者が生じた場合は支給を行わなければならないいわゆる義務的経費ある。 制度の所管は国家公務員退職手当法を所管している総務省であるが、公共職業安定所を通じて支給を行っていることから当省において予算の積算を行っている。積算に当たっては、直近の支給実績を踏まえるとともに、各省庁の組織改編などに伴う特殊要因を考慮して算出しているところであり、今後もより一層適切に予算の積算を行うこととする。				
予算監視の所見率化	概ね妥当であるが、国家公務員法第10条に係る支給状況を勘案し、一層適切に予算積算を行うべきである。					
補記						

厚生労働省
(523百万円)



【支給】



政府職員等失業者退職手当の受給資格者
(523百万円)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

